

## 島根地方最低賃金審議会 第424回会議 議事録

- 1 日 時 令和4年3月14日(月) 午後2時58分～午後3時45分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名  
労働者代表委員 出席5名 定数5名  
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 特定最低賃金改正の申出の意向表明について  
○ 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

【会 長】 只今から、島根地方最低賃金審議会第424回会議を開会します。  
はじめに、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、ご確認をお願いいたします。本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤いインデックスのナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしております。

資料ナンバー1が6枚もので、6件の特定最低賃金の「改正の申出について」とあります意向表明文書の写し、資料ナンバー2が、片面印刷1枚で、「令和3年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数」。資料ナンバー3が2枚もので、「最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書」の写し。

それから、机上資料としまして、業務改善助成金の通常コースと特例コースのリーフレットをそれぞれ1枚の計2枚をお配りしております。

以上が本日の資料となります。

【会 長】 事務局から、定足数について説明してください。

【指導官】 それでは、本日の委員の出席状況について事務局から報告します。

本日は、委員の皆様全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会

令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことを報告します。

【会 長】 本日の会議及び議事録については、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条及び第7条第2項を適用して公開とします。事務局から公開の状況について説明してください。

【指導官】 本日の会議は、島根地方最低賃金審議会運営規程により公開手続きをとりましたが、傍聴希望はありませんでしたので、報告します。

【会 長】 それでは、会議次第2、倉持労働局長から開会に際し、ご挨拶があります。よろしくお願ひします。

【局 長】 本日はご多用のところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から労働行政の運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、当初の想定を超えて長期化しているところですが、雇用や労働条件への影響は業種や企業により一様でなく、状況に応じた対策、対応が必要になっているところです。県内の雇用情勢は、今年1月の有効求人倍率が1.60倍で全国2番目に高い水準となっています。雇用の維持にご努力され、将来も見据えて多くの求人を寄せていただいていることに感謝しております。求人倍率の高さは、一方で人手不足の状況があるということでもあります。求人者、求職者のそれぞれの希望に適した形でのマッチングができるよう、賃金・賃金制度の見直し、雇用管理改善等の働きかけも含め、取り組んでいるところでございます。

さて、島根県最低賃金の審議につきましては、コロナ禍が続く中で、たいへんご苦勞をいただきました。最終的には全会一致とはなりませんでしたが、会長をはじめ審議会委員の皆様には、長時間にわたり本当に熱心なご審議を賜り、大変感謝しているところでございます。

一昨年は、中央最低賃金審議会の目安額が示されず、また、昨年は、時間額

表示となって過去最高の目安額28円が示されましたが、中央での採決による目安額の決定という異例の流れであったことから、委員の皆様には大変なご苦勞をお掛けいたしました。

先般、1月26日には中央最低賃金審議会が開催され、今年度の中央最低賃金審議会の総括が行われております。中央最低賃金審議会会長及び厚生労働審議官から、今年度の反省を踏まえて来年度以降の審議においては、労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議が尽くせるよう最大限努力する旨の発言がされています。島根局の事務局におきましても、委員の皆様が円滑に審議できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

また、特定最低賃金については5つの業種について改正申出がありましたが、それぞれ28円から32円の引上げとなり、これは全会一致による答申をいただき、11月から12月にかけて5業種すべてが順次発効となりました。

委員の皆様には、コロナ禍の状況において、多大なご尽力と御協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

労働局といたしましては、各方面のご協力もいただきながら、改正された最低賃金の周知を図るとともに、履行確保に向けた監督指導に取り組んでまいります。

また、中小企業及び小規模事業者について、賃上げしやすい環境整備が重要であることから、業務改善助成金やキャリアアップ助成金等支援制度の活用促進や委託事業の働き方改革推進支援センターの窓口相談など、中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援や、下請け等の取引条件の改善を図ってまいりたいと思います。

本日の審議会では、来年度に向けた内容も予定されています。審議会事務局としましても、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

【会長】 ありがとうございます。

では、続きまして会議次第3、特定最低賃金改正の申出の意向表明について、

事務局から説明してください。

【室 長】 島根県特定最低賃金改正の申出の意向表明について、報告と説明をいたします。

特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項において、「労働者又は使用者を代表する者は、労働局長に対し、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。」と規定されています。改正の申出があった場合、事務局では最低賃金基礎調査を行う必要がありますので、例年3月に申出の意向について、文書で表明していただいております。

資料ナンバー1をご覧ください。本年3月4日に労働者を代表する者から島根労働局長に対し、「島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」外5件の島根県特定最低賃金改正の申出の意向表明がありましたので、審議会に報告します。この6件につきましては、今後所要の手続きを進めてまいりたいと思います。

改正の申出については、申出の審査時間を十分に確保し、その後の審議会と専門部会を円滑に推進していくため、令和4年7月25日、月曜日を目途として提出をお願いしたいと思います。意向表明されました関係労働者代表の皆様には、申出の要件に従い、所要の準備をよろしく願いいたします。申出の際はあらためて審議会にお諮りします。

申出の要件となります適用労働者数については、この後、賃金指導官が説明いたします。

以上、局長に提出されました意向表明についての報告及び今後の説明をさせていただきます。

次に、申出の意向確認は、審議会の場で、審議会として労使の各委員に対して行うものとされていますので、この後、労使委員の皆様から新設及び廃止の申出の意向があるかどうか、ご確認をいただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

【会 長】 只今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。

(「ありません」)

【会 長】 本日の会議では、審議会における年間審議スケジュールの大きな把握・調整をするという目的がありますので、労働者側・使用者側委員からの申出意向の有無も確認することになります。

労使各委員で、ただ今、事務局から報告がありましたもの以外の新設等の申出の意向がありますでしょうか。

(「ありません」)

【会 長】 労使ともに無いようですので、次の議題に移ります。

会議次第4、特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について、事務局から説明してください。

【指導官】 令和4年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数についてご説明いたします。

赤いインデックスの資料ナンバー2をご覧ください。

こちらの表は、島根県において特定最低賃金が設定されている6業種の、適用使用者数と適用労働者数の令和4年度の数値となります。

表の中の括弧内の数値は、昨年度の数値となります。

それでは、県内の特定最低賃金が設定される6業種の適用使用者数と適用労働者数の算出方法について、ご説明をいたします。

まずは、6業種のうち、「百貨店、総合スーパー」と「自動車(新車)小売業」を除く4業種、資料ナンバー2の表の上から4つ目までの産業について、最初に説明させていただきます。

こちら4業種の適用労働者数の算出に当たっては、平成28年経済センサスを経済産業省の方で整備した平成30年次フレームを基礎資料とした上で、当局において、それ以降の倒産情報のデータ等から廃止した事業場数と労働者数とを除き、さらに最低賃金基礎調査の結果から産業分類の変更が認められた事業場の業種変更や廃止事業場の減数処理を行うなどして見直しを行い、

集計しております。

労働者数については、最低賃金基礎調査結果を分析し、年齢、業務などによる適用除外となる者の割合から、適用除外労働者の推計値を求めて、出てきた推計値を最終的に差し引いたものを適用労働者数としております。

なお、ここで1点補足がございます。

先ほど説明いたしました、基礎資料としております平成30年次フレームは、昨年と同様のデータではありますが、今年度においては産業小分類が判明している事業所のうち、産業細分類が不詳の事業所を含めるという形にしております。これは、母集団データベースの基となる経済センサスの公表結果と手法を合わせるための変更となります。

この影響により、事業所数、雇用者数が若干増加しています。

次に表の上から5番目の「百貨店、総合スーパー」になりますが、「百貨店、総合スーパー」については、今年度実施した最低賃金基礎調査結果や当局における事業場台帳の記録等の数値や情報から算出し、労働者については先に説明しました4業種と同じく、適用除外の対象となる年齢・業務等の対象者の推計値を除いて算出しております。

最後に「自動車（新車）小売業」になりますが、この「自動車（新車）小売業」については、平成28年経済センサスのデータを基に平成29年12月に実施した島根労働局において行った事業所調査の結果を基本ベースにして、そこから現在までの新設、廃止、業種変更などの情報を当局の事業場台帳などから調整し、更新した数値から年齢・業務等による適用除外者数、令和3年基礎調査結果に基づく推計値を除いて算出しております。

以上が算出方法となりますが、この「適用労働者数」は、令和4年度特定最低賃金の申出に当たっての数量的要件を判断する際の基準となりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、今後、適用使用者数及び適用労働者数が、事業場の廃止等により大幅に変動することとなった場合は、あらためてご報告する予定としております。

以上となります。

【会長】 ありがとうございます。

只今の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

(「ありません」)

【会 長】 それではご異議がないようですので、特定最低賃金の申出に係る要件として、適用使用者数及び適用労働者数を報告のとおり確認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

【会 長】 それでは、報告のとおりといたします。

それでは次に会議次第5、その他です。

最初に事務局からお話があるようですのでよろしくお願いいたします。

【室 長】 まず最初に、本日の資料ナンバー3についてですが、先般、連合島根様から最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請行動がございましたので、この中の最低賃金行政部分について状況をご報告いたします。

3月4日に連合島根の成相会長様をはじめ8名の方が島根労働局におみえになられまして、労働局長に対し、要請がなされました。当局は、局長、部長、関係課・室長が対応しましたが、要請の内容につきましては、お手元の資料ナンバー3のとおりでございます。

要請書の2ページ目を見ていただきますと、記の1のとおり「最低賃金制度について」の要請、要望もいただいております。

最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者であり、依然として労働者の4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であり、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっているとのことで、事務局としましても、特定最低賃金を含め、最低賃金審議会が円滑に実施できるよう努めることと、労働者のセーフティーネットとして十分に機能するよう周知広報、監督指導を図っていく旨回答しております。

また、今年度、中央最低賃金審議会において、異例の採決によって決定された三者間で見解に隔たりのある目安が地方に送られてきましたが、このよ

うな目安を基に地方で議論を展開することは、地方における労使関係を悪化させることも考えられることから、しっかりとした目安を示すよう中央審議会に対しての要望もあり、このことについては、地方での円滑な審議が行えるよう本省へ報告する旨回答しています。

なお、局長からもお話しがりましたが、1月26日に中央最低賃金審議会が行われ、今年度の中央最低賃金審議会の総括が行われております。この場で本省及び会長からは、来年度以降の審議において、労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議が尽くせるよう最大限の努力をしたい旨の発言がなされています。

また、コロナの長期化で一部業種によっては、依然厳しい状況が続いており、特に中小、小規模事業者に対しては、最低賃金引上げに向けた支援策の利用促進と賃上げしやすい環境整備を図ってまいりたいと思います。

以上、簡単ですが、連合島根からの要請行動についてご報告させていただきました。

何か労働者委員の皆様、追加でご意見はございますでしょうか。

【景山委員】 景山です。一言だけ申し上げたいというふうに思います。

2ページ目の一つ目のところ、説明がありまして最賃がもたらす影響は非常に大きいということをあえて申し上げさせていただいている中で、二つ目、昨年度審議における労側の総括も含めまして、中央最低賃金に対して強く要請を求めたいということ言葉をさせていただいているところでございまして、何分にも三者構成の県最賃ということでもありますので、労側としてはこのように総括しているをご確認をいただければと思います。この点に疑義があればまた伺いながらまた、今後の審議に労側として努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

【室長】 次に、令和4年度の審議会委員による事業場視察の実施についてですが、昨年、一昨年と新型コロナ感染防止の関係で中止にしていますが、今後のコロナの感染状況にもよると思いますが、過去の開催状況から委員の皆様からは、使用者側、労働者側双方からの貴重な意見等聞くこともできて、有意義



なものと考えられるとの意見もいただいているところでございます。

例年だと7月の次年度、第1回目の本審議会の日に行っておりましたが、実施の可否につきまして、各委員の皆様の意見をお聞きして、判断したいと思っております。

【会 長】 それでは今、室長からありました今年の事業場視察についてですが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

労側、使側どちらからでも結構ですので、ご意見がありましたらお願いします。

【森脇委員】 すみません。森脇です。

使用者側としては、実態を見るということであれば結構な話だと思いますがコロナ次第であると。状況を見てどうするかということになるかと思いますが。リスクがあれば中止ということをお願いしたいと思っています。以上です。

【会 長】 はい。それでは労側の方はいかがでしょう。

【景山委員】 はい。健康第一ということは同じです。しかし、この審議会の言葉で言うと電子会議なども活用できたらなと思っておきまして、要するに現地の労使の意見を聞くということについては、そういった媒体を使いながらも解決できるのではないかと思いますし、予め事業内容を知りたいということであれば、ビデオ撮影なども駆使していただければ、ここにいながらにして、そういった労働者の苦勞、経営者の苦勞についてもわかるのではないかと思っております、1番はリアルで開催したいということですが、どうしても叶わなければそういったこともぜひ検討に入れていただきたいなと思っております。

【会 長】 はい、ありがとうございます。確かにコロナの状況によるということなんですけれども、許せばできれば実施をしてほしいと思いますけど、ただ、い

つ判断するかというところがなかなか難しいところですね。次7月ですので、その日程を決めるところで、状況を見て決めるということにしたいと思います。それから、もう一つ景山委員の方からありましたけれども、実際に行くのが難しければ、事業所を選んでいただいて、相手のご都合もあろうかと思いますが、労働局の方でビデオ撮影がOKということであれば、これにより労働者、使用者側現場の意見を聞くということもいいことかなと思いますので、もしダメであれば、そういったことも併せて検討をしていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

【室 長】 コロナの感染状況にもよると思いますが、現時点ではわかりませんので方向としては実施する方向でいいと思いますが、コロナの状況を見ながら判断したいと思います。ビデオやオンラインというような方法も考えながら実施を考えていきたいと思っております。

【会 長】 それでは、労使ともそういう方向でよろしいでしょうか。

(「はい」)

【会 長】 では、そのような形でよろしく願いいたします。  
次、何かありますか。

【室 長】 すみません。もう1点ですが。

審議会の議事録についてですが、今年度から公労使代表委員の方の議事録への署名押印は廃止、省略しておりますが、内容確認については、これまでどおり、代表委員の方をお願いをしております。

確認後は、公開分については議事録を、非公開分については議事要旨をそれぞれ島根労働局ホームページへ掲載しております。次年度からの議事録の内容確認については、出席委員の皆様全員へ、基本メールにて送らせていただき、何かあれば返信していただくという形をとりたいと思いますが、このような形でよろしいでしょうか。

【会 長】 議事録の内容確認につきましては、今までは公労使代表委員のみでしたが、今後はメール、文書等により出席委員全員の確認を取ることとしたい旨、事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。

その方法は、また事務局から各委員にお尋ねになるということですね。

【室 長】 はい。

それでは、異議がなければ次年度からは、出席委員全員へメール等により議事録案を送らせていただきまして、確認をしていただくこととします。メールアドレスにつきましては、改めて確認させていただきますのでよろしくお願いたします。

あと、もう1点です。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、参考までに本日、賃金引き上げにかかる支援策の業務改善助成金のリーフレットを机上資料としてお配りしております。これについて少しお話させていただきます。

業務改善助成金の通常コースにつきましては、当初1月末までの申請期限としておりましたが、これを3月末まで延長しています。なお、20円コースが1月末で終了となっておりますが、令和4年度においても、2月1日からのコースを引き続き実施する予定となっております。

また、令和4年1月からは、新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい中小企業事業者を支援するため、業務改善助成金の特例コースが新設されています。

これらの支援策につきまして、業務改善助成金のコールセンターも設置されておりますが、最低賃金の改定額と併せまして、利用促進に向けて周知広報を行っているところでございます。

以上が事務局からとなります。

【会 長】 事務局から今説明がありました件について、委員の皆様何か意見がございますでしょうか。

【森協委員】 議事録のデータ転送の件ですが、いろいろな発言があった時に、その個人

情報とかが入っていた場合、それが議事録のデータが転送されて各委員に渡るってことであれば、この個人情報の話が出てきたときにはどういった対策がなされるんでしょうか。

【室 長】 議事録につきましては、確かに非公開部分もありますので、これは委員限りということになります。ホームページの公開分については、公開分の審議会についてはそのまま議事録がでますが、非公開部分については、議事要旨という形でホームページには掲載しております。ただ、公開分の議事録につきましても個人情報の部分があればそれは、削除なり黒塗り等して公開ということになります。

【森脇委員】 発言者名は出るんでしょうか。

【室 長】 発言者名は出ます。公開分はすべて出ます。非公開部分については、議事要旨を掲載しておりますので、一切、発言者の名前はありません。

【森脇委員】 公開部分で発言者名が出て、それが審議会の参加者だけで特定する歯止めをどこでかけるかといったら、技術的なものがあれば結構だと思っておりますが、要望に当たるかもしれませんが、参加者のみでないこれが拡散するリスクというものが非常に高いと思っております、この辺の歯止めの仕方っていうのをご留意いただきたいとお願いさせていただきたいと思っております。

以上です。

【局 長】 貴重な意見をいただきありがとうございます。非常に大事なところだと思っております、議事録作成上留意くださいというようなことをここで言うのと、そこは必ず見るようにいたしますし、それから、議事録案をお送りさせていただく際に、確定前の取り扱いについて、ご留意くださいというようなことを必ず注記して送るような形はとりたいと思っております。それ以外にもしくは全体の中で一度議事録確認してから他の委員の方の確認を取りたいといったようなご要望がありましたら、それを先におっしゃっていた

だいて、その委員の方にまず一通り目を通していただいて、ご意見をいただいたうえで、展開するようなことも取り扱い上考えてまいりたいと思っておりますので、ぜひ、その会議の時又はその直後くらいにそういうご指摘をいただくと取り扱いができるかなと思っております。ご懸念のことが生じないように細心の注意を払っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【会 長】 情報等の取り扱いについてですが、森脇委員の方から何かありますか。

【森脇委員】 ありません。

【会 長】 労側の方、何かありますか。

【景山委員】 ありません。

【会 長】 情報に関しては、特に個人が特定されたりすることがあり、大変難しいことだと思いますので、十分な注意を払っていただいて、今後メール等でやり取りがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他の委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

【鳥目委員】 ひとつ業務改善助成金の関係で教えていただきたいんですが。地域別最賃との差額ということで、特定最賃のところは該当しないということでよろしいでしょうか。

【室 長】 地域別最賃との差額が30円以内ということですので、特定最賃はほとんど適用がないと思われまひます。今、電気はギリギリでなんですが、ほとんど特定最賃の方は適用にならないという形になっています。

【鳥目委員】 もともと働き方改革推進のところか背景にあつて、この助成金か作られた成り立ちかわからない中で恐縮なんですが、県の最賃の引上げに伴つて県の

地域別最賃の引上げに対応する事業所をサポートする意味合いでできたことが目的だったのかと、そのあたりのできたいきさつが知りたいのが一つで、実績については、ホームページ等に掲載があるかもしれませんが、実際にこの助成金がどれだけ使われているのかということと、県内でも利用の方が実際、順調にあるのかどうか、また、コロナ禍の厳しい状況でこの特例コースの助成金ができる趣旨は、文書を見ればわかるころではあるんですが、この特例コースの利用も実際、あるのかどうか聞きたいです。

【室 長】 業務改善助成金ができたいきさつについてですが、安倍政権下では最低賃金も大幅に上がってきておりまして、生産性を向上させる中での中小企業、零細企業への支援策ということで、当然出てきた支援策と思われます。

内容につきましては、毎年若干変更等がありますので、去年は20円コースありましたが、助成額についても増額になったりもしております。

【局 長】 業務改善助成金がスタートしたのは、もう十数年前なんですけれど、最低賃金法の改正等々もあってその前後の時に最低賃金引き上げが必要だという大きな方向が示されまして、ただ、引上げするといってもまず環境整備が必要だということで、小規模事業所、中小企業に対する支援策をどういった形をとるか短い期間にこういう助成金の仕組みが決まりまして、その当時はどうということに対して助成するのかっていうことについてもかなり限定的だったんですが、使い勝手がいいように少しずつ見直しがされてきておりまして、今の形になってきております。それと、活用実績の数字を今日、持ち合わせていないんですけれども、後ほどご連絡させていただくということにさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

【鳥目委員】 ありがとうございます。要望というか、今までも特定最賃との差額30円のところで、特定最賃の方はほとんど適用されないように見受けられます。生産性向上ですとか、コロナ禍の環境というところでは、特定最賃に適用する県内の基幹産業部分のところも条件としては同じに思います。今までも特定最賃に対応する制度を存じ上げない中で、意見として申し上げて恐縮なんで

すが、特定最賃の引き上げするところに対しても、同じことを言うようすが状況的には変わりませんし、もっと言うと賃金水準と県賃と特定最賃、両方とも県内のいずれも賃金ということですので、そういったところにも対応できるように、冒頭、倉持局長もおっしゃられていましたけれども、賃上げの環境整備というところで、これまでも課題に出ていました若者の県外転出というところ、いずれにしましても魅力ある県内の産業継続の観点からしてみても特定最賃の方でもこの対応を検討いただければなと思います。よろしくをお願いします。

【室 長】 特定最賃につきましても確かに適用拡大になるよう本省の方にもご要望があったということで報告してまいりたいと思います。

【会 長】 他の委員さん、何かありますでしょうか。景山委員。

【景山委員】 1点だけ、ご要望というかご理解いただきたいことがございまして、発言させていただきます。今日の審議の中では6業種の申し出があったということで確認があり、また、その産業に基づいてそれぞれの事業者数、適用の労働者数が確認されたという会議でした。ご承知おきの通り百貨店、総合スーパーについては、ここ数年具体的な審議を行っておりません。労働者側から申し出をしてそれ以降、準備にはかかるものですね、具体的に特定の企業によります企業内最低賃金が島根県最低賃金に張り付いていることから、具体審議に及んでいないということでございます。いたずらにこう申出をしているわけではございませんで、我々としては特には百貨店、総合スーパーに従事するパート賃金を引き上げたいという気持ちで取組は年間を通じてやっておりますし、また、百貨店、総合スーパーのパート賃金というのは小売業と言われるもっともっとパイの大きいところにも影響を与えるというふうなことを思っておりますので、ぜひ審議に向けて努力をしてまいりたいと思っておりますし、具体的に行動しているところでございます。本年度についても現時点で確約はできませんが、審議ができるように努力をしてまいりたいということを思っておりますので、ご理解を賜りたいということでござい

ます。よろしくお願いいたします。

【会 長】 では、その他の委員の皆様何かございますか。ありませんか。  
では事務局の方からは、なにかありますか。

【室 長】 最後に、この2年間、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のようにはなかなかいかない審議となり、委員の皆様には色々ご迷惑をお掛けした点もあったかと思いますが、公労使委員の皆様が、それぞれの立場がありながら協調してご審議いただき大変感謝しております。ありがとうございました。次年度以降も引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

次回の審議会につきましては、令和4年度の島根県最低賃金について、局長が必要と認めた場合に改正諮問を行うこととなりますので、そのときに開催させていただく予定でございます。

時期につきましては、昨年は7月6日に行っていますが、だいたい例年と同じような時期、7月上旬になろうかと思えます。また日程調整をさせていただき、ご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、次回の審議会につきましては事務局の方で日程調整をお願いしたいと思えます。

次回425回会議については局長から改正諮問があった場合に開催する予定であり、例年どおり会議及び議事録は公開とします。

それでは今年度最後の審議会となりましたが、皆様のご協力のおかげで無事に終了することができました。本当にありがとうございました。長引くコロナの影響もありますが、来年度におきましても、公労使信頼関係のもと、真摯な議論を行っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして今日の会議は閉会とします。

お疲れ様でございました。



# 島根地方最低賃金審議会第424回会議

令和4年3月14日（月）  
午後3時00分から  
島根労働局専用大会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 島根労働局長挨拶
- 3 特定最低賃金改正の申出の意向表明について
- 4 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について
- 5 その他
- 6 閉 会

# 島根地方最低賃金審議会

## 第424回会議資料

島根労働局

# 資料目次

令和4年度における「特定最低賃金」改正の申出について（写）	……………	No.1
島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金		
島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金		
島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金		
島根県自動車・同附属品製造業最低賃金		
島根県百貨店、総合スーパー最低賃金		
島根県自動車（新車）小売業最低賃金		
令和4年度における特定（産業別）最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	……………	No.2
最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書（写）	……………	No.3

## 令和4年度における「特定最低賃金」改正の 申出について（写）

- ・ 島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
- ・ 島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金
- ・ 島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情  
報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 島根県自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 島根県百貨店，総合スーパー最低賃金
- ・ 島根県自動車（新車）小売業最低賃金



島根労働局長  
倉持 清子 様

令和4年3月4日

安来市亀島町6-1  
電機連合山陰地方協議会  
日立金属労働組合安来支部  
支部長 小松原 直樹

## 令和4年度における「島根県製鋼・製鋼圧延業、 鉄素形材製造業最低賃金」改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和4年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

### 記

#### 1. 申出者

所在地 安来市亀島町6-1  
団体名 電機連合山陰地方協議会日立金属労働組合安来支部  
代表者 支部長 小松原 直樹

#### 2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

#### 3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

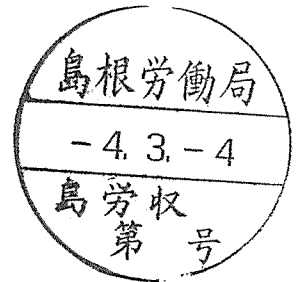
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は整理の業務

ロ 選別、検数、結束又は包装の業務

ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務

ニ 手作業による運搬の業務



#### 4. 申出の理由

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

#### 5. 申出の時期

令和4年7月末日迄



令和4年3月4日

島根労働局長  
倉持 清子 様

松江市御手船場町 5 5 7 - 7  
J A M 山 陰  
執行委員長 乗本 克己

## 令和4年度における「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」改正の申出について

「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和4年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

### 記

#### 1. 申出者

所在地 松江市御手船場町 5 5 7 - 7  
団体名 J A M 山 陰  
代表者 執行委員長 乗本 克己

#### 2. 当該産業別最低賃金の件名

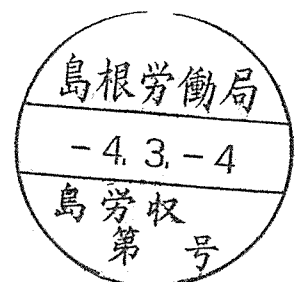
島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

#### 3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は整理の業務
  - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
  - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - ニ 手作業による運搬の業務



#### 4. 申出の理由

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金は、平成元年度にその決定の必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

#### 5. 申出の時期

令和4年7月末日迄



令和4年3月4日

島根労働局長  
倉持 清子 様

松江市乃木福富町369  
電機連合山陰地協  
島根地域協議会  
議長 小松原 直樹

令和4年度における「島根県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」改正の申出につい  
て

昭和63年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島  
根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低  
賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和4年度において改  
正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市乃木福富町369  
団体名 電機連合山陰地協島根地域協議会  
代表者 議長 小松原 直樹



2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製  
造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機  
械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映  
像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業におい  
て管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光  
ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的  
経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会  
社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産  
業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具  
製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部  
品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用  
される労働者。



但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は整理の業務
  - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
  - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - ニ 手作業による運搬の業務
  - ホ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務

#### 4. 申出の理由

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、昭和63年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

#### 5. 申出の時期

令和4年7月末日迄



令和4年3月4日

島根労働局長  
倉持 清子 様

出雲市西郷町字小池718  
自動車総連島根地方協議会  
議長 園山 智久

## 令和4年度における「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」 改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和4年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

### 記

#### 1. 申出者

所在地 出雲市西郷町字小池718  
団体名 自動車総連島根地方協議会  
代表者 議長 園山 智久

#### 2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

#### 3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

- イ 清掃、片付け又は整理の業務
- ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
- ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
- ニ 手作業による運搬の業務

#### 4. 申出の理由

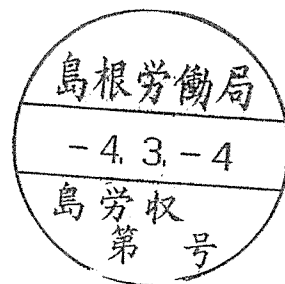
島根県自動車・同附属品製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

#### 5. 申出の時期

令和4年7月末日迄





令和4年3月4日

島根労働局長  
倉持 清子 様

松江市御手船場町 557-7  
U A ゼンセン 島根県支部  
支部長 島田 一英

令和4年度における「島根県百貨店、総合スーパー最低賃金」  
改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県百貨店、総合スーパー最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和4年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市御手船場町 557-7  
団体名 U A ゼンセン 島根県支部  
代表者 支部長 島田 一英

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申出の理由

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが必要であること。

② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

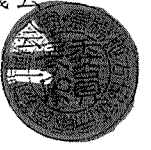
令和4年7月末日迄



令和4年3月4日

島根労働局長  
倉持 清子 様

松江市西津田3丁目2-7  
自動車総連島根地方協議会  
販売部門連絡  
委員長 後藤 真



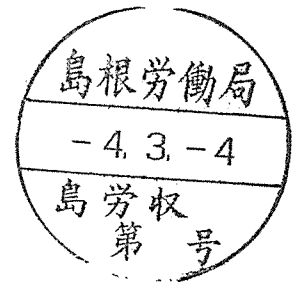
## 令和4年度における「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」 改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和4年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

### 記

#### 1. 申出者

所在地 松江市西津田3丁目2-7  
団体名 自動車総連島根地方協議会販売部門連絡会  
代表者 委員長 後藤 真一



#### 2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

#### 3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

#### 4. 申出の理由

島根県自動車（新車）小売業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

#### 5. 申出の時期

令和4年7月末日迄

## 令和4年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

産 業 名	適用使用者数	適用労働者数 (人)
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	13 ( 13 )	2,496 ( 2,517 )
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	127 (119)	3,133 ( 3,093 )
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	69 ( 62 )	7,202 ( 7,061 )
自動車・同附属品製造業	29 ( 25 )	1,960 ( 1,934 )
百貨店、総合スーパー	20 ( 20 )	2,720 ( 2,638 )
自動車(新車)小売業	204 (206)	2,081 ( 2,134 )
産 業 計	462 (445)	19,592 (19,377)

資料出所：総務省統計局「平成28年経済センサス-活動調査」

(注)

- 1 令和4年度において効力を有する特定最低賃金(産業別)の適用使用者数及び適用労働者数です。
- 2 自動車(新車)小売業については、平成29年12月に賃金室で実施した島根労働局事業所調査を基に、さらに「平成28年経済センサス-活動調査」、「令和3年度最低賃金に関する基礎調査」等の情報により算出した数字です。
- 3 適用使用者数は、原則、上記調査の事業所数から新設・廃止した事業所、産業分類の変更した事業所数を加減した数字です。
- 4 適用労働者数は、上記調査の労働者数から事業所の増減に伴う加減を行い、さらに「令和3年度最低賃金に関する基礎調査」から推計した「年齢、業務等による適用除外労働者数」を減じた数字です。
- 5 ( )内については、令和3年度の数字です。



2022(令和4)年3月4日

島根労働局

局長 倉持 清子 様

日本労働組合総連合会  
島根県連合会  
会長 成相 善朗

## 最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書

謹啓 貴職におかれましては、県民の雇用安定、県内労働者の権利確保のため、日夜ご尽力されていることに対し敬意を表しますとともに、日頃より連合島根の諸活動に格段のご高配を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

日本は少子化を伴いながら急速に高齢化と人口減少が進み、とりわけ生産年齢人口の減少が相対的に大きいため、労働力不足がすでに不可避かつ継続的になっており、人手不足感が年々高まりを見せています。加えて、第4次産業革命をはじめとする技術革新の加速化がもたらす変化は依然として予測が困難であるといえます。

このような状況の中にあっても将来にわたって持続可能な社会を実現していくためには、すべての働く者の労働諸条件の改善をはかり、「人的投資の促進」により働く者のモチベーションを維持・向上させていかなければなりません。

最低賃金の課題をはじめ、雇用形態の違い、障がいの有無、国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきと考えます。

連合島根 2022 春季生活闘争では、昨年引き続きコロナ禍での取り組みとなります。経済は、21 年度末にはコロナ前の GDP 水準をほぼ回復し、22 年度には超えることが見込まれています。産業により経営環境に大きな違いは生じていますが、勤労者世帯は長期にわたり低迷し、コロナ禍で我慢を強いられています。連合島根は、今こそ『働くことを軸とする安心社会』の実現に向けて、働く仲間の力を結集し、現状を動かしていくべき時であるとし、「未来づくり春闘」を展開していく決意で闘争方針を確定し取り組んでいます。

尚、地域経済の活性化と県民労働者の生活安定のためには、政労使の真摯な協議と相互協力が不可欠であり、引き続き島根労働局、県行政、経営者団体との連携を図り取り組みを進めていく所存です。

つきましては、県内労働者の処遇改善、雇用安定維持等に関して貴局所管の下記の施策について充実を図られるよう要請します。

敬白

## 記

### 1. 最低賃金制度について

最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者である。依然として労働者の4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であり、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっている。昨年の最低賃金改定では島根地方最低賃金審議会として中央から示された引き上げ目安となる「28円」を上回る全国一の引き上げ額「32円」で結審し、島根県の最低賃金は時間額824円となった。中央との格差は縮まる最賃額が決定されたこと、県勢順位に照らしても適正な位置づけになったことについては評価している。しかしながら、中央最低審議会「目安に関する小委員会」の議論が行き詰まり、異例の採決によって決定された目安が地域に送られたことは、公労使の三者構成原則を踏まえれば遺憾に感じるところである。中央の三者間で見解に隔たりのある目安をもとにした議論を地方で展開することは、地方における労使関係をいたずらに悪化させることも考えられ、島根労働局として中央審議会に対し強く要請されることを求める。

産業別最低賃金については、産業における公正競争を確保し、公正な賃金決定に資するという産業別最低賃金の意義と目的を今一度認識し、その役割を発揮できる審議会の環境整備にあたられること。

また、賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するように、最低賃金制度の改正周知および監督指導について、より一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発や、中小企業支援策による生産性向上の展開等により制度の実効性を高められたい。

### 2. 雇用の維持・安定について

島根県においては、若年層の県外流出による人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少という問題に直面しており、就労者人口の確保は喫緊の課題である。とりわけ若年層の労働力人口減少が大きく、将来の本県産業を支える人材確保の観点から産業振興を支える人への投資が不可欠である。安定した雇用基盤を整備していくことが急務であることから、求人と求職のマッチング状況について調査を実施し、島根県・経営者団体・中小企業団体はもとより各教育機関との連携を図りつつ県内就職機会の向上に向け、地域を挙げた取り組みを引き続き強化されること。

また、県内に定住する外国籍の人材に対する対応も迫られている。再就職のマッチングに加え、新規学卒者の就労環境を整備していく必要性に駆られているものとする。外国語対応の強化と仕事を求めるすべての人に対する支援となるよう取り組まれること。

### 3. 新型コロナウイルス感染症に対応するセーフティネットの強化について

コロナ禍は、経済活動に大きな影響をもたらすすべての国民の生活を脅かしている。働く者の環境においては、特に、パート・有期、派遣や曖昧な雇用で働く

人、女性・学生、外国人などより弱い立場の人々に深刻な影響を及ぼしており、雇用や所得などに係るセーフティネットの抜本的な見直しが急務となっている。また、感染者やその職場、エッセンシャルワーカーとその家族への偏見・差別を解消していかななくてはならない。

- (1) 雇用維持の支援において、雇用調整助成金、休業支援金等の積極的活用により雇用維持が図られるよう継続して周知に取り組まれること。
- (2) 在籍型出向を含めた「失業なき労働移動」を実現するため、関係機関と十分な連携のもと取り組まれること。
- (3) 不合理な解雇や雇止め、内定取り消し等を防止するため、労働関係法令を周知徹底されること。解雇事案においては、厳正に対応されるとともに、整理解雇の4要件に照らして厳格な判断がなされるべき旨を周知する事。
- (4) 年度末にあたり、派遣労働者契約、パート労働契約等が更新されることが多いことを踏まえ、指導・監督を強化し、雇用の維持・確保を促されること。派遣元事業主が、新たな就業機会の確保を図るよう周知徹底されること。

#### 4. 労働監督行政の充実と強化

定期監督実施状況を見ても依然として高い違反率で推移している。違反事業所を一掃すべく以下の点について監督指導の一層の強化を図ること。

- (1) 最低賃金制度の改正周知および監督指導について一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発等により制度の実効性を高めること。また、中小企業向け支援策の周知等の充実強化を図ること。
- (2) 県内の労働災害について、死亡事故・重篤事故が発生している。事故に潜む危険リスクが無数にあることを考慮すれば、決して安心できる環境にはないモノと認識する。加えて、定年後の就労継続や高齢者の労働災害も発生している現状を踏まえ、監督および指導強化を強く要請する。

#### 5. 労働局の労働相談について

連合本部・連合島根で設置している「労働相談ダイヤル」には、多くの相談がよせられている。近年各種ハラスメントに関する相談が大半をしめるものとなっている。使用者のみならず労働者においてもハラスメント防止意識向上のための対応が何よりも求められる。島根労働局におかれてもハラスメント防止に関する啓発に積極的に務められること。

また、労働者からの相談に対し懇切丁寧な対応に努めると共に、その問題解決に向け適切な指導を行うこと。また、必要な連携については引き続き強化を図りたい。

以 上